



平成27年度 追加募集

あなたのチャレンジを応援します

やる気のある出店者募集!

空き店舗物件情報 **2015 秋**

下記の中心市街地の空き店舗などで、新しく出店を希望する方々を広く募集しています。対象物件のご紹介、津山市の補助制度を活用した資金援助、経営相談など、夢の実現に向けて開業後も継続的にサポートします。ぜひ、このチャンスにご応募ください。



	広さ	家賃 (月額)
①	約12坪	50,000円(2階)
②	約22坪	60,000円
③	約22坪	50,000円(2階)
④	約15坪	80,000円
⑤	約12坪	60,000円(1・2階)
⑥	約5坪	30,000円
⑦	約13坪	50,000円
⑧	約20坪	80,000円
⑨	約18.5坪	80,000円
⑩	約30坪	70,000円
⑪	約15坪	60,000円
⑫	約35坪	80,000円
⑬	約23坪	80,000円
⑭	約13坪	65,000円
⑮	約21坪	50,000円
⑯	約18坪	50,000円

※記載以外の物件については、ご相談ください

平成27年度 出店者追加募集要項

募集期間

平成27年10月28日(水)まで (当日必着)

応募資格
(詳細は裏面参照)

空き店舗対策事業の対象となる上記店舗などで、開業を希望するやる気のある20歳以上の方。個人、法人は問いません。自己所有の空き店舗物件を活用した出店にも補助が可能です。

応募方法

所定の申込書でお申し込みください。書類選考・面接等の審査により、出店の可否、補助金の額(最大200万円)等を決定します。詳しくは下記へお問い合わせください。

お問い合わせ

TMOつやま 津山市空き店舗対策機構事務局 津山市堺町5 まちなかさろん再々 内
電話&FAX:0868-23-2250 E-mail: tmo-s@tvt.ne.jp

津山市中心市街地 空き店舗等対策事業補助金制度の概要

【補助対象経費及び補助金の額】

事業区分		補助対象経費	補助額
新商人 育成 支援事業	空き店舗等 改装等 支援事業	空き店舗等(自己所有(3親等以内の親族所有を含む。))を除く。)を活用した新規創業者の出店に必要な店舗改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの	補助対象経費の3分の2以内の額(200万円を上限とする。)
	空き店舗等 賃貸料 補助事業	空き店舗等(自己所有(3親等以内の親族所有を含む。))を活用した新規創業者の出店に必要な連続する12箇月分の店舗賃貸料(敷金、礼金、共益費等を除く。)	補助対象経費の3分の2以内の額(60万円(月額5万円)を上限とする。)
二次創業 支援事業		空き店舗等(自己所有(3親等以内の親族所有を含む。))を活用した出店に必要な店舗改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの	補助対象経費の3分の2以内の額(200万円を上限とする。)
賑わい創出 支援事業 (平成26年10月新設)		自己所有(3親等以内の親族所有を含む。)の空き店舗等物件を活用した出店に必要な店舗改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの	補助対象経費の3分の1以内の額(100万円を上限とする。)

※ 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

【補助金制度に関するお問い合わせ】

津山市産業経済部経済政策課 〒708-8501 津山市山北 520

TEL. 0868-32-2081 FAX. 0868-32-2154 E-mail. keizai@city.tsuyama.okayama.jp